

るが柱間寸法等の規模は大きくなっている。正殿の東前面には梁行二間（柱間寸法約七尺）×桁行一二間（柱間寸法約八尺）の南北棟が検出し、脇殿跡と考えられている。内郭と称する他の部所には建物の存在はなく、正殿前面は広場で、建物はし字形状の官衙配置をとる。内郭を区切る施設は柵列であり、その規模は東西五三・四^ハ（一七八尺）×南北五八・五^ハ（二九五尺）で、南北辺が長い長方形を呈している。また、南側柵列の中央部には四脚門が検出されている。「郡庁」と考えられている。

② 外郭

区画の規模は東西一五〇^ハ×南北一五〇^ハの方形を呈しており、北辺・東辺は柵列で、西辺・南辺は溝で区画されている。地形的な制約があり、また官道等の関係から視覚効果をねらった建物配置であったと考えられている。内郭外には掘立柱建物跡約二〇棟以上あり、東西棟が多く検出されている。

③ 遺物

主な出土遺物には須恵器・土師器等の杯・皿類をはじめ、緑釉陶器・円面硯・平瓦片等がある。

当遺跡の存続時期を、八世紀第二四半期ごろを上限とし、八世紀末から九世紀初頭ごろを下限とした、約半世紀が考えられている。

四 条里と官道

1 条里遺構

条里制とは

古来中国の「井田制^{せいでんせい}」というのが漢時代以前に存在し、内容は方形の土地を各辺三等分（全部で九等分）して、それから上がってくる税金を計算する法である。漢時代以後は「阡陌制度」で、「阡」は南北方向を、「陌」は東西方向を表すという、いわゆる土地を碁盤の目に割つていく制度である。そして南北朝時代には「均田制^{きんでんせい}」となり、時代の変化に伴って制度も変わっていく。日本の条里は、阡陌制度に最も類似しているという。

日本では大化の改新（六四五）以後、「班田制^{はんでんせい}」が施行され、大宝二年（七〇二）の大宝律令以後「条里制^{じょうりせい}」に変わっていく。

「班田制」には二つの地割法がある。

面積・寸法の約束ことは、約一〇八^ハを一町とし、方一丁は三六〇〇坪で一〇反に相当することである。

- ① 長地形地割^{ながちがけ}：一辺六〇歩（一町）の土地を、平行に一〇等分短冊形（六歩×六〇歩＝一段）にして割り付ける法。

- ② 半折形^{はおりけ}：六〇歩（一町）四方の一辺を五等分して、更に中央部で横割りにし、全部で一〇等分する法（一二

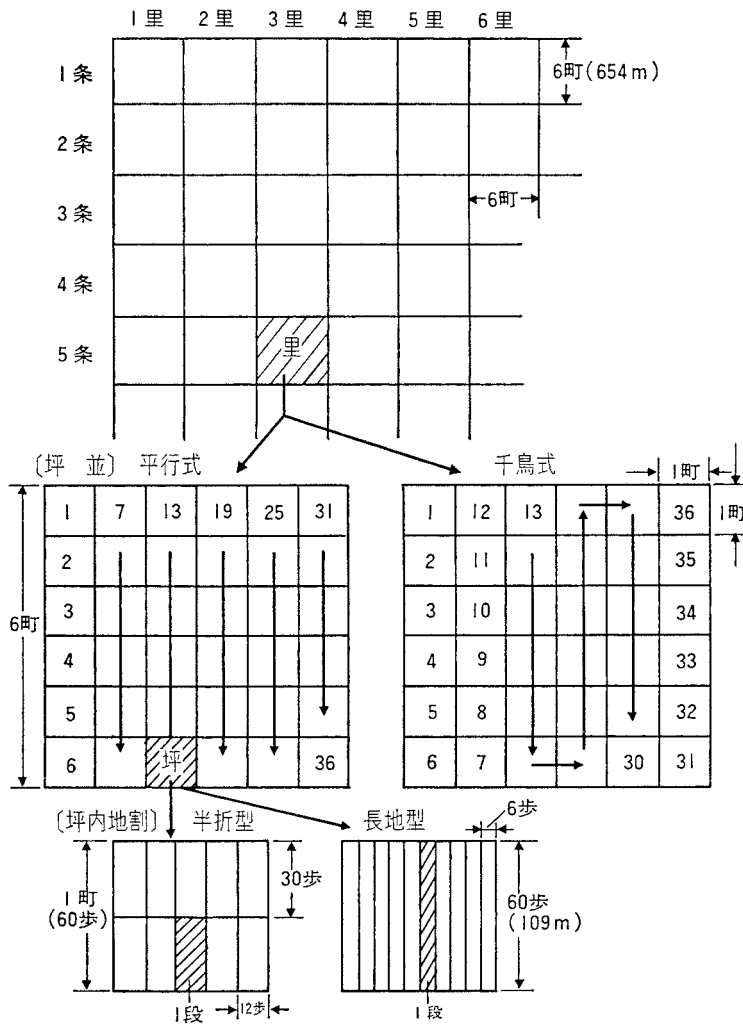


図3-28 条里の区画（『大分市史』上巻 1987より転載）

歩×三〇歩＝一段）
この長地形地割は、六世紀ごろ大和朝廷の直轄領あるいは屯倉が置かれている所にこの方法の地割が多く、それが徐々に広まったとされる。一方の半折形地割は、大化の改新詔に「田の

長さ三〇歩。広さ一二歩を段となせ。一〇段を町とせよ」と記されているとおり、班田収授制がひかれて公式にとりいれられた。

・「条里制」にも二つの地割り法がある。

条里の場合は土地を一町単位で表した。その土地全体を六町間隔で区切り、その六町四方（方六町）を里とした。更に、里は一町ごとに六等分し、縦横を三六区分し、その一町四方を「坪（江・枝）」としたのである。つまり全部で三十六坪が里である。そして、東西を「里」南北を「条」と数えるようにしたのである。

- ①千鳥式：例えば一ノ坪から六ノ坪まで地割りしたなら、二列目の七ノ坪は六ノ坪の横になる法。
- ②並行式：千鳥式と反対で一ノ坪から六ノ坪まで地割りした時、次の七ノ坪は一ノ坪の横隣になる法。

これらの条里制地割は、和銅から養老年間ごろには全国的に広まったとされている。

京都平野の条里

長年の間、土地区画整理事業が実施され、律令制の条里遺構を探すのは極めて難しい状況にある。頼る資料は古図（地籍図）・小字名・古写真・航空写真等々であるが、それも今では開発等が進行し、不明とする所が多々見られる。

京都平野に限って見ると

①今川流域：山鹿・本庄・古川・続命院地区（犀川町）

天生田・大谷・宝山・流末・寺畔・中川地区（行橋市）

②長峡川・井尻川流域：大野井・検地・上津熊・中津熊・下津熊・西谷・津積地区（行橋市）

下久保地区（勝山町）

③祓川流域：内垣地区（犀川町）

節丸・光富・上原・徳政・有久・国作・惣社田中地区（豊津町）

竹並・草場・平島・馬場・津留地区（行橋市）

④小波瀬川流域：草野・延永地区（行橋市）

長音寺・上片島・鋤崎地区（荏田町）

（『豊津町史』上巻より引用）

これらの地域を見ると、今川地域周辺に条里遺構が把握でき、勝山町は下久保地区あたりから黒田・椿市方面にかけて残っていると言われている。また、豊津町の国分寺から惣社・

国作一体は、国府との関係から南北線を有した地割が確認されている。

2 駅馬と官道

駅馬の制定と官道

中央と地域を結び、日本の政治・経済・文化の発展を具体化するものは交通機関の発展である。古代の交通は駅馬を創設し、官道を整備することにあつた。大化二年（六四六）の改新詔では初めて京師を修め畿内に国司・郡司等とともに「駅馬」、「伝馬」の名が見える。そして、全国的に統一された駅制と官道の配置は大宝令に明確に規定されており、官道は「大路」、「中路」、「小路」の三つに分かれていた。

凡諸道須置駅昔、毎卅里置一駅、若地勢阻險、及無水草處、隨便安置、不限里数、（略）

とあつて、駅家は三〇里（約一六^{4.8}）ごとに設けられた。そして

- ・「大路」は、山陽道（京師→大宰府）各駅二〇頭
- ・「中路」は、東海道・東山道 各駅一〇頭
- ・「小路」は、その他の諸道 各駅五頭

にそれぞれ駅馬が配置され、各国の郡にも五頭の伝馬が常設されたのである。

駅家を推定する場合、地名の研究が最も有効である。古代では「マヤ」から「マエ」に変化し、「前谷・前橋・前田・前原」

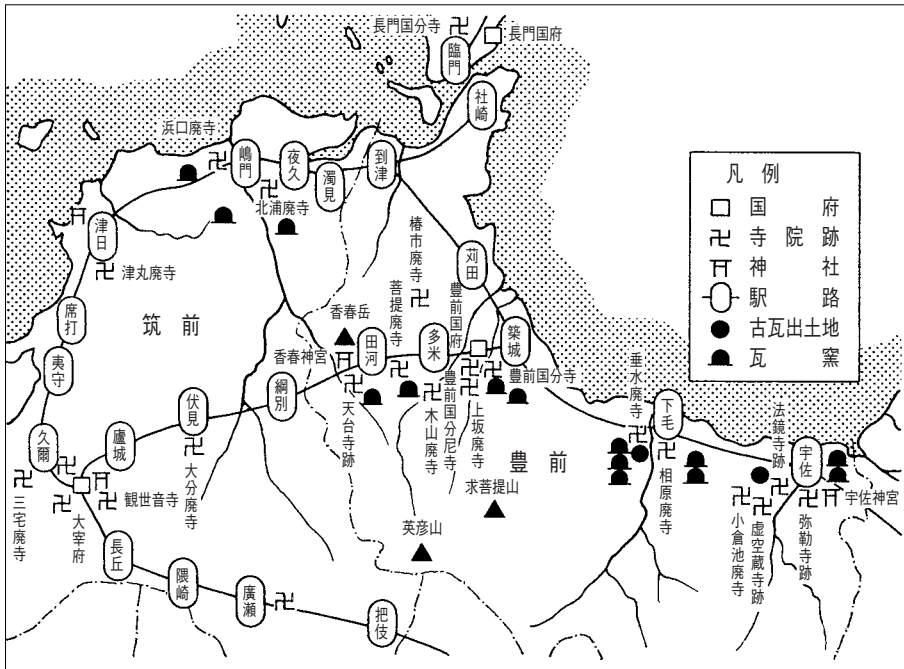


図3-29 北部九州の古代官道と駅家（『北九州市立考古博物館展示図録』1985より転載）

等は、駅家の想定される小字名ではないかと推定されている。また、山陽道の駅は蕃客に備えて「瓦葺粉壁」の駅館があるこ

とから、地名・文献等に見える「殿・屋敷・大内」等の地名も見逃してはならない。これらの構造は、播磨国布勢駅及び備後国芦田駅の発掘調査例から、約一町四方が推定されており、駅家付属施設として「駅館院」と呼ぶ一群の建物と、その他の倉庫等の雑舎群建物が想定されている。

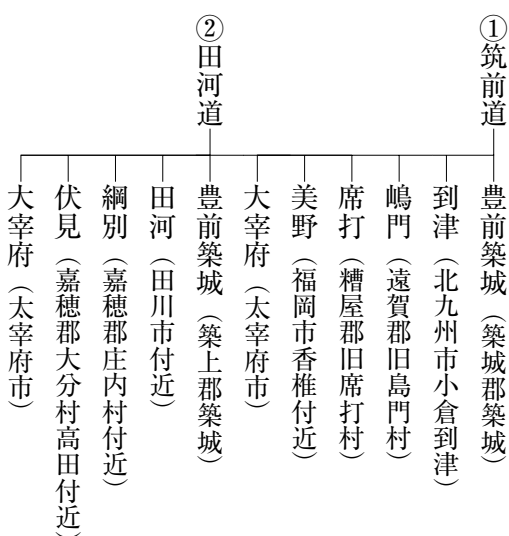
これら諸国駅家間を伝路として設備されたのが畿内を中心とした七道である。古代官道は直接的道路が一般的とされている。例えば大野城市水城西門跡から北に延びる道路は、鴻臚館に通じ直線的な道路の可能性が、発掘調査等で少しずつ明らかになってきている。その構造や道幅も場所によっては若干の変化があるが、古代官道は両側に溝を設け、道幅約六尺、九尺、一二尺と三の倍数の道路幅が多いと、木下良は『近年における古代官道の研究成果について』の論文で言っている。また、彼は「古代官道は国府・国分寺・郡衙等の都市計画の基準に設定された可能性もある」とも述べている。

これら官道は、律令制が制定された八世紀代にはほぼ創設されていたと考えられるが、それ以前の七世紀代から道路整備があったものと解される。

豊前地方の駅と官道 豊前地方を通る駅は、『延喜式』卷二八（兵部省）に記されている。

社崎、到津各十五匹、田河、多米、刈豊前国駅馬田、築城、下毛、宇佐、安覆各五匹。

とあり、宇佐方面に行く道程が記されているが、社崎と多米、安覆の地は定かでない。豊前地方から西都大宰府に通じる官道は二とおりあり、その駅路等が分かっている。ここでは豊前築城を起点とし、便宜的に両道を、豊前から到津を経由して大宰府までを「筑前道」、豊前から田河經由大宰府までを「田河道」と呼び記すこととする。



これらの①官道は令に定められた大路であって、発端は山城国山崎から山陽道を経由して太宰府に入るいわゆる大宰府道にあたり、現在の国道三号線ルート（旧道）である。

また②は令の規定では小路に相当する。このルートは築城から航空自衛隊送信所北側の切り通しに向かって進み、砦見葉師

堂から祓川を渡って豊前国府南西部に至る。国府惣社地区から甲塚古墳の南切り通しをぬけ、八景山を過ぎて今川から天生田へ入る。そして、現行橋市西谷集落から勝山町上野集落に至り、仲哀峠を越え田河に到達する。なお大宰官道については町指定文化財の項で詳述する。官道筋には古くからの寺院が存在し、国府・郡衙はもちろんのこと、築城駅近くには椿市廃寺跡、田河駅には天台寺跡、伏見駅には大分廃寺跡が見られるように郡単位に寺院が存在する。令規定では小路にあたるけれども古くから銅生産・綿生産などを担うこのルートは、豊前国と大宰府を結び、開発された官道であったと考えられる。

最近の発掘調査において、古代の官道跡が発見される遺跡が多くなってきている。太宰府市前田遺跡、久留米市朝妻遺跡・同ヘボノ木遺跡等その他多数がある。

第二節 律令国家の変容

一 律令制と政治の変化

変容の諸要因

律令国家の性格は大きく二つの意味を持ってあると言われている。その一つは律令法が定める体制に基づいた国家運営と、もう一つは貴族社会の緩さが武家社会政権を確立していく社会の変容である。